　　　　　　　　　　　　　　　旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合Ａ）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合Ｂ）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合Ｃ）の規定により次のように公告します。

　下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前期期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和○年○月○日　**（※①）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

（Ａ　変更登録を受けた場合）のひな型

1. ○○○○○株式会社
2. 第○種旅行業
3. ○○○知事登録旅行業第○―○○○○号
4. ○○○○○株式会社　○○県○○市○○町○―○　代表取締役　○○○○
5. ○○○○○　○○県○○市○○町○―○
6. 令和○年○月○日
7. 令和○年○月○日　○○○知事登録旅行業第○―○○○○号
8. ＜記入しない＞
9. ＜記入しない＞
10. ○○○万円
11. ○○○知事
12. ○○県○○市○○町○―○　○○○○○株式会社　代表取締役　○○○○

【　①～⑫には、下記の内容を記入して下さい。　】

1. 商号
2. 変更登録前の旅行業の業務の範囲
3. 変更登録前の登録番号
4. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
5. 主たる営業所の名称及び所在地
6. 旅行業の登録年月日
7. 変更登録年月日及び変更登録後の登録番号
8. 登録の抹消年月日（記入しない）
9. 旅行業協会の保証社員となった年月日（記入しない）
10. 取戻しをしようとする営業保証金の額
11. 申出書提出先
12. 掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

**（※①）**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

※共同掲載（複数の公告を同時に掲載する場合）掲載料金は①～⑫の部分のみ発生します。ただし、掲載日は印刷局指定の日となります。

※単独掲載を希望される場合は掲載日を指定することができます（ただし、お申込みから掲載まで一定の日数がかかります）が、前文にも料金が発生します。